

訪問看護ステーション 運営規程

〔事業の目的〕

第1条 有限会社ライフデザインが開設する 指定訪問看護ステーション (以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を含め、ステーションの看護師その他の従業員(以下「看護師等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護及び介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)を提供することを目的とする。

〔運営の方針〕

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者又は要支援者の心身の状態や環境を含め、生活全体を通してその人がその人らしく生活できるように、日常生活又は生活の質の維持、向上を目的に在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、全人的なサービスを提供するために、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携の充実に努めるものとする。

〔事業所の名称等〕

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称
- 二 所在地

〔職員の職種、員数、及び職務内容〕

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

	職 種	員 数	職 務 内 容
管理者	保健師又は 看護師	1名(常勤)	従業員の管理及び訪問看護の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う
看護師等	イ.保健師又は 看護師	2.5名以上(常勤又は非常勤)	訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護の提供に当たる
	ロ.理学療法士又は作業療法士・言語聴覚士	実績に応じた 適当数	

〔営業日及び営業時間〕

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、国民の祝日、12月29日から1月3日までと、8月13日から8月15日までを除く。
- 二 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- 三 緊急時連絡、緊急時訪問においては24時間常時対応が可能な体制とする。

〔訪問看護の内容〕

第6条 指定訪問看護及び介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 日常生活動作全般の世話
- 三 創傷の処置及び管理

- 四 カテーテル等の処置・管理
- 五 医療機器使用者の処置・管理
- 六 リハビリテーション
- 七 ターミナルケア
- 八 認知症及び精神科疾患患者の看護
- 九 患者の家族に対する精神的支援及び介護指導

〔利用料等〕

第7条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その方の利用負担割合に応じた額とする。

- 2 その他利用料は、別紙記載のとおりとする。

〔通常の事業の実施地域〕

第8条 通常の事業の実施地域は、 市（ 地区を除く）、 市の区域とする。

〔苦情・相談対応方法〕

第9条 本事業所は、提供した訪問看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対するため、苦情を受けるための窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善処理、利用者及びその家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じるものとする。

- 2 本事業所は、提供した訪問看護に関し、市町村は行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
- 4 本事業所は、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 本事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

苦情相談窓口

事業所苦情相談窓口	訪問看護ステーション 管理者	
	TEL	FAX
外部苦情申し立て機関	鹿児島県高齢者生き生き推進課（	099-286-2696)
	各市町村役場介護保険課（鹿児島市役所	099-216-1277)
	鹿児島県社会福祉協議会（	099-257-3855)
	国民健康保険団体連合会（介護保険係	099-206-1084)

〔事故発生時の対応〕

- 第10条 本事業所は、利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 本事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。
 - 3 本事業所は、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
 - 4 本事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

〔緊急時等における対応方法〕

- 第11条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 二 看護婦等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者、かかりつけケアマネージャー及び主治医に報告しなければならない。

〔個人情報の保護〕

- 第12条 本事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 本事業所は、サービス担当者会議において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

〔記録の整備〕

- 第13条 本事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
- 2 本事業所は、利用者に対する訪問看護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間は保存するものとする。

〔訪問看護計画及び報告書の作成〕

第 14 条 訪問看護従事者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、看護目標を設定し当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画及び訪問看護報告書を作成する。又、既に居宅介護サービス計画及び介護予防サービス計画が作成されている場合は当該計画の内容に沿って作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得て交付するものとする。

〔秘密保持〕

第 15 条 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

〔虐待の防止の措置に関する事項〕

第 16 条 虐待の発生または再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- ① 虐待防止検討委員会を設置し、定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ② 虐待防止のための指針を整備する。
 - ③ 従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的開催するために研修計画を定める
 - ④ 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告するとともに、再発防止策を講じる

〔身体拘束に関する事項〕

第 17 条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待防止のための次の措置を講ずるものとする。

- ① 身体拘束を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ その他身体拘束防止の為の必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による身体拘束を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村へ通報するものとする。

〔業務継続計画策定の対応〕

第 25 条 感染症や災害発生時において、利用者に対しサービスの提供を継続的に行える体制を講じます。

- 2 感染症においてはクラスターが起こった場合、医療機関や行政との連携を随時行います。
- 3 災害においては、万が一大きな災害が発生した場合は、県・保険者と連携を図り、速やかに利用者の安全確保・衛生管理等が図れるようにいたします。
- 4 情報共有や連携を必要とした場合におきましては、個人情報使用同意に基づき、情報の使用する。

〔その他運営についての重要事項〕

第 16 条 訪問看護ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を多く設けるものとし、また業務体制を整備する。

附 則

